

## 高等学校 1 年 情報 A 学習指導案

### 「著作権を通して身近なことがらを考える」

## 高等学校 第 1 学年 情報 A 学習指導案

日 時：平成 23 年 10 月 13 日（木）  
場 所：済々黌高等学校 第 1 学年教室  
授業者：教諭 河津 辰巳

### 1 単元名

ネットワーク利用の心がまえ 知的財産権

### 2 教材観

#### (1) 単元のねらい

ネットワーク環境の発達や、携帯端末の普及にともない、生徒を取り巻く環境も大きく変化している。携帯電話やパソコンを通じて、「いつでも」「どこでも」様々な情報を得ることができる。一方で、Webサイトを公開したり、SNSや動画共有サイトなどを通して「だれでも」気軽に情報を発信できるようになった。また、ファイル交換ソフトを利用した著作権違法により、学生が逮捕されるなどの事件も起きている。

この単元では、自分が創った著作物を守ることを通して、他人の知的財産を守ることにについて考えさせると同時に、法や制度が制定されるに至った経緯についても理解を深めさせたい。また、著作物を利用するときの手段やルールを通して、創作活動を効果的に行う方法を知らせる。

#### (2) 系統について

インターネットを通して、情報を受信するだけでなく、気軽に発信できるようになった。同時に、多くの知的な財産が生み出されており、その知的財産を守るという意味で与えられている知的財産権を知る必要が出てきた。

授業を通して生徒はWebサイトの製作を行っており、自らの作品であることを示すマークを作成している。本単元はサイト完成直前に行う授業内容である。そこで、自らの創作物を守る権利があるということに気付かせ、他人の著作物も守ることについて考えさせる。また、具体的な事例を通して自ら判断し、正しく行動できるよう、活発に意見を出し合う雰囲気を作っていく。

### 3 生徒観（在籍数 42名）

第 1 学年 6 クラス（247名）に採ったアンケートの結果は以下の通りである。

まず、「中学校で情報モラルに関する授業があったか」という問に対して、「ある」と答えた生徒が 61%（151名）、「ない」と答えた生徒が 12%（29名）であった。また、「覚えていない」が 25%と、印象に薄いものであったと予想される。しかし、「他人の作品などを無断で利用してはいけない法律があることを知っているか」との問に対しては、「具体的に知っている」が 28%、「なんとなく知っている」が 72%で、全ての生徒が、法律で定められていることは知っていた。また、「著作物を利用する場合の手順を知っているか」との問に対しては、「いいえ」が 88%であり、著作物を利用する方法を知らない生徒が多かった。

#### 4 指導観

##### (1) 指導にあたって

- ア ネットワークの発達と、それに伴う様々な問題があることを理解させる。
- イ 情報を収集、処理、発信するための心がまえと態度を育成する。

##### (2) 情報モラル教育の視点から

- ア 知的財産権を侵害することが、他人の財産を奪うことだという認識を持たせる。
- イ 身近な事例を通し、法律を基に著作権の侵害となるかどうかの判断をする力を育成する。
- ウ 著作物を利用する場合の手順を知り、新たな創作活動につなげる心を育成する。

##### (3) 人権教育の視点

- ア 著作者の思いや考えに触れ、他者の人権を尊重し相手を思いやる心を育てる。
- イ 様々な情報から正しく情報を読み取り、判断する態度を育てる。

#### 5 指導計画

- 第1次 個人情報保護 1時間
- 第2次 知的財産権 2時間（本時1／2）
- 第3次 情報の信ぴょう性 1時間

#### 6 本時の評価の観点

- ①知的財産権の種類と分類を理解し、その法律ができた社会的背景について考えられる。  
【関心・意欲・態度】【知識・理解】【思考・判断・表現】
- ②他人の著作物を利用する上での注意点や、その方法について理解する。  
【知識・理解】【技能】

7 本時の展開

過程	学習活動と主な発問	予想される生徒の反応	指導上の留意点と評価	備考 (評価)
導入 10分	<p>1 本時の授業内容の確認。著作権とはどのような権利かワークシートに記入し、発表する。</p> <p>2 生徒が授業で作成し、著作権上問題があると思われる「マーク」を数点提示し、意見を聞く。</p> <p>3 良かった「マーク」を提示し、教師が改良した新たな作品を見せる。本人に、その感想を聞く。</p> <p>4 著作権の捉え方について、問題提起をする。</p>	<p>・著作権：他人の作品を使ってはいけないもの。</p> <p>・冗談で作った作品であり、あまり罪悪感はない。</p> <p>・「改善」という名目があれば、作品を改良してもよいのか。</p>	<p>・何名か発表させ、答え方にどのような違いがあるか確認する。</p> <p>・作成した生徒が非難されることがないように、だれしも作り得ることとして捉えさせる。</p> <p>・よいものを作るための改良は許されるのか。</p> <p>・自分の著作物を守ることを通して、他人の著作物を見るようにする。 ・著作権とは、「利用してはいけない」だけの権利だろうか。</p>	①
展開 35分	<p>5 知的財産権の種類と分類をワークシートに書き込んで確認する。</p> <p>※隣同士数名ずつのグループに机を合わせる。</p> <p>6 著作権がいつできたか、その背景について、スライドの選択肢より選ぶ。</p> <p>7 映画やテレビが少ない時代になぜ、著作権ができたか。 →ベルヌ条約の関係。国家近代化のため。</p> <p>8 知的財産基本法ができた社会的背景を知る。教師が資料を読む。</p>	<p>・産業財産権はわからない生徒が多い。</p> <p>・グループで話し合い、答えを選ぶ。</p> <p>・文学や音楽などの著作物がいっぱいあったと考える。</p> <p>・知的財産権は、国の将来を変えるほど大切なものであると実感する。</p>	<p>・2人指名し、黒板に書かせる。</p> <p>・グループ形式で答えをまとめさせる。</p> <p>・江戸時代から印刷技術はあった。映画やテレビは少なくとも、情報の複製はできる。</p> <p>・著作権を守る立場だけでなく、著作物を利用する立場の人間にも有利なものと感じさせる。</p>	① ① ①

	<p>9 生徒が作ったマークは、どの権利に属するか。  <u>作品として公開：著作権</u>  <u>商業目的で利用：商標権</u>          となることを知らせ、著作権は自動的に付与されるが、商標権は申請とお金が必要であることを理解させる。</p> <p>10 冒頭での「改善」を、本人が納得する形で行うには、どのような方法が考えられるか。</p> <p>11 音楽や書籍のデータを利用する場合、管理団体（JASRACとJRR C）があることを知る。</p> <p>12 海外の著作権や、国際的な取り決めについて知る。</p>	<p>・著作権は考えるが、商標になるとは考えにくい。</p> <p>・本人に確認を取ることが一番確実だと理解している。しかし、有名人の著作物を利用する方法は知らない。</p> <p>・スライドを見ながら、管理団体の存在と利用方法について知る。</p> <p>・著作権は、全ての国で共通だと考えている。</p>	<p>・自分の作品が商標として、利用できる可能性があることを知る。</p> <p>・JASRACやJRR Cを紹介し、身近な存在として意識させる。</p> <p>・外国にもそれぞれ異なった著作権があることを知らせる。【知識・理解】</p>	<p>① ②</p> <p>① ②</p> <p>②</p> <p>①</p>
<p>終末 5分</p>	<p>13 まとめを聞く。          ・知的財産権は、国の将来に関わる大切な権利。          ・便利で、何でも簡単に手に入る次代だからこそ、苦勞して作ったものに大きな価値がある。</p>	<p>・「～してはだめ」の認識から、「～したい」へ。</p>	<p>・著作権を含む知的財産権の保護は、日本の未来を切り開く経済活動を保護することでもある。これまで先人達が築いてきたものは、単に便利さと手軽さを追求するだけではない。</p>	